

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 米子湾の水質改善に向けた流入負荷量削減に係る水質浄化技術の検討業務

(2) 業務の内容

米子湾の水質改善に向けた流入負荷量削減に係る水質浄化技術の検討業務（以下「本業務」という。）は、米子湾に流入する河川の汚濁負荷量削減に有効な水質浄化技術を幅広く検討・提案し、その水質浄化技術の効果検証を行うことを内容とする。なお、詳細は、米子湾の水質改善に向けた流入負荷量削減に係る水質浄化技術の検討業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約日から令和 7 年 11 月 28 日までの間に実施すること。

(4) 予算額 1,800 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 参加の申込み

本プロポーザルに参加をしようとする者は、令和 7 年 6 月 16 日（月）午後 5 時までに、米子湾の水質改善に向けた流入負荷量削減に係る水質浄化技術の検討業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく参加表明書等を、電子メール又はファクシミリにより、5 の（1）の場所に提出すること。

なお、ファクシミリによる提出の場合は、提出後必ず 5 の（1）の場所に電話をすること。

2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 共同企業体の各構成員が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 共同企業体の各構成員が、この調達の公告日から企画提案書の提出期限の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者であること。

ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が各種調査委託の環境測定・調査又はその他の委託等のその他に登録されている者であること。

エ 自主的に結成された共同企業体であること。

オ 共同企業体の構成員が本プロポーザルに単独で参加する者又は他の共同企業体の構成員として参加していない者であること。

カ 共同企業体の構成員のいずれかが、本件調達の公告日から起算して過去 10 年間で、水質浄化設備の納入実績又は公共用水域での水質浄化事業の受託実績があること。

キ 本業務の管理技術者として、技術士（環境部門一環境保全計画）、技術士（衛生工学部門一水質管理）又は公害防止管理者水質 1 種の資格を有する技術者を配置することができること。

(2) 単独で参加する者に関する資格及び条件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ この調達の公告日から企画提案書の提出期限の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていない者であること。

ウ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入

札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が各種調査委託の環境測定・調査又はその他の委託等のその他に登録されている者であること。

エ 本プロポーザルに共同企業体の構成員として参加していない者であること。

オ 本件調達の公告日から起算して過去 10 年間で、水質浄化設備の納入実績又は公共用水域での水質浄化事業の受託実績があること。

カ 本業務の管理技術者として、技術士（環境部門—環境保全計画）、技術士（衛生工学部門—水質管理）又は公害防止管理者水質 1 種の資格を有する技術者を配置することができること。

3 評価方法

提案書の評価は、米子湾の水質改善に向けた流入負荷量削減に係る水質浄化技術の検討業務プロポーザル選考審査会（以下「審査会」という。）において、次の評価基準に基づき審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行なう。

【評価基準】

それぞれの審査委員（3 人）が下記の基準で採点した性能点（400 点満点）の平均点と価格点（50 点満点）を合計し（450 点満点）、最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

<性能点>

評価項目	評価の視点	配点	評価の基準	
今年度事業の 提案内容	具体的な提案 ・米子湾及び流入河川の水質状況を分析した提案か ・業務実施の方法が具体的に示されているか ・仕様書に定める流入負荷量の削減が充分に見込まれ、かつ効果的な手法か ・事前に想定される課題が整理されており、その解決策を含む提案か	250	250	とても優秀である
			200	優秀である
			150	一般的である（普通）
			100	やや劣る
			50	劣る
令和 8 年度以降 の取組	・年度ごとに具体的な計画が示されているか ・実現可能な計画か	150	150	とても優秀である
			120	優秀である
			90	一般的である（普通）
			60	やや劣る
			30	劣る
合計		400		

<価格点>

評価項目	評価の視点	配点	評価の基準	
見積（想定）価格		50	見積（想定）価格 配点×（1－ $\frac{\text{予算額（事業規模）}}{\text{見積（想定）価格}}$ ）	
			失格	予算額を超える見積（想定）

4 選定方法

3 により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。また最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行なう。

なお、最優秀提案者の性能点の得点が平均 240 点未満となった場合は、落札者とせず、また事前に審査委員に働きかけ等を行った者は失格とする。

5 手続き等

（1）書類の提出先及び問合せ先

〒680－8570 鳥取市東町一丁目 220 番地
鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課
電話 0857-26-7197 / ファクシミリ 0857-26-7561
電子メール mizukankyohozen@pref.tottori.lg.jp

（2）実施要領の交付

要領は、令和 7 年 6 月 6 日（金）から同月 20 日（金）までの間、インターネットの鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課ウェブページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/mizutaiki/>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和 7 年 6 月 6 日（金）から同月 20 日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

（１）に同じ

6 提案書の提出

（１）提出方法

本件業務に係る提案書の提出を希望する者は、実施要領、仕様書及びに基づき提案書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）によること。

（２）提出場所

５の（１）に同じ。

（３）提出期限

令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時まで

7 プレゼンテーションの実施

（１）日時

令和 7 年 6 月下旬（時間未定）

（２）場所

鳥取県庁内会議室（鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地）

（集合時刻、会議室等は別途連絡する。）

（３）提出書類及び提出部数

企画提案提出書（様式第 3 号） 1 部

企画提案書（任意様式）

・紙媒体 5 部

・電子媒体（PDF ファイル） 1 部

見積書（任意様式） 1 部

8 契約の締結

4 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行ない、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4 により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

9 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

（１）提案書の無効

２の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

（２）参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（３）著作権の取扱い

ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

（４）提案書の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 入札参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は入札参加者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

（5）その他

詳細は、実施要領による。